

家庭問題に係る相談機能の総合化



こんな課題が...

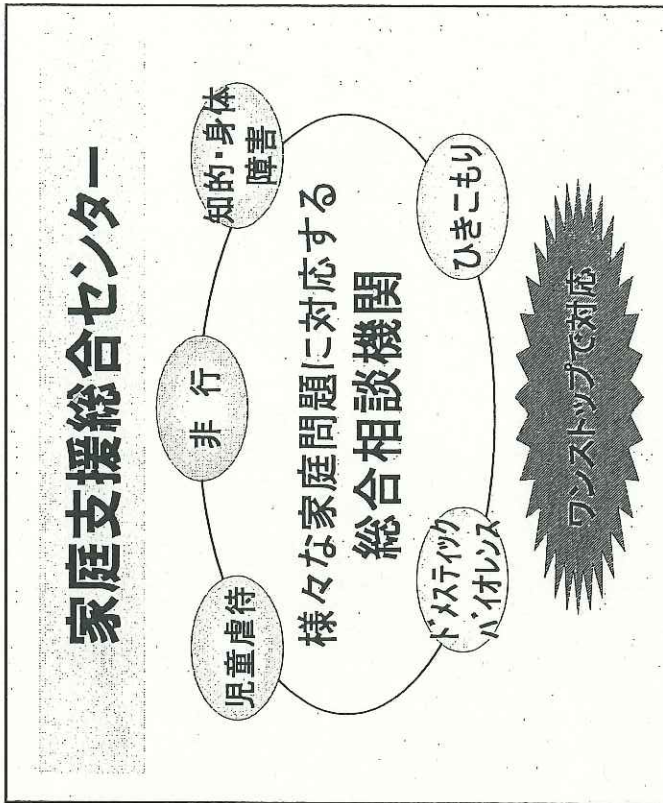
- ◆ いろいろなことを相談したいのに窓口がバラバラ、窓口ごとに何度も同じ話をしないといけない...
- ◆ 18歳をこえたと相談窓口が変わってしまう...

- × 法律による個別機関の設置義務
例) 児童福祉法第12条
「都道府県は、児童相談所を
設置しなければならない。」
- × 課題別ではなく機関別（児相、
学校等）の補助

相談内容	相談機関の現状						
児童虐待 DV	<p>■ 複合的に発生することが多いが、 事象ごとに相談機関が異なる</p> <table border="1"> <tr> <td>児童虐待</td> <td>児童相談所</td> </tr> <tr> <td>DV</td> <td>配偶者暴力相談支援センター</td> </tr> </table> <p>※児相：児童福祉法第12条 ※DV：配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律第3条</p>	児童虐待	児童相談所	DV	配偶者暴力相談支援センター		
児童虐待	児童相談所						
DV	配偶者暴力相談支援センター						
知的身体 障害	<p>■ 年齢や障害区分により相談機 関が異なる</p> <table border="1"> <tr> <td>18歳未満</td> <td>児童相談所</td> </tr> <tr> <td>18歳以上</td> <td>身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所</td> </tr> </table> <p>※身更相：身体障害者福祉法第11条 ※知更相：知的障害者福祉法第12条</p>	18歳未満	児童相談所	18歳以上	身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所		
18歳未満	児童相談所						
18歳以上	身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所						
ひきこも り	<p>■ 年齢やケースにより相談機関が異なる</p> <table border="1"> <tr> <td>不登校</td> <td>学校</td> </tr> <tr> <td>学校以外</td> <td>児童相談所</td> </tr> <tr> <td>成人</td> <td>ひきこもり相談支援センター</td> </tr> </table> <p>※ひきこもり相談支援C：府独自制度</p>	不登校	学校	学校以外	児童相談所	成人	ひきこもり相談支援センター
不登校	学校						
学校以外	児童相談所						
成人	ひきこもり相談支援センター						
少年非行 等	<p>■ 警察附置機関</p> <table border="1"> <tr> <td>少年サポートセンター</td> </tr> </table>	少年サポートセンター					
少年サポートセンター							

相談機能の統合・関係機関の併設

総合化



【メリット】

- 虐待、非行、DVなどへのトータルな支援が可能
- 同一機関で生涯にわたる一貫した継続的支援が可能
- 専門職員の集中配置により専門性が向上、質の高い相談
- 福祉の中核機関として市町村等との連携強化